

# 都立林試の森公園の整備計画 答申(案)説明資料

資料1-1 都立林試の森公園の整備計画 答申(案)

資料1-2 都立林試の森公園の整備計画 答申(案)新旧対照

資料1-3 「都立林試の森公園の整備計画(中間のまとめ)」に対する都民意見及び対応方針(案)

資料1-4 「都立林試の森公園の整備計画(中間のまとめ)」に対する地元自治体意見及び対応方針(案)

資料1-5 「都立林試の森公園の整備計画(中間のまとめ)」に対する隣接町会・利用登録団体意見及び対応方針(案)

参考資料1-1 都立林試の森公園 位置図

参考資料1-2 都立林試の森公園 空中写真

# 都立林試の森公園の整備計画 答申（案）

資料 1 - 1

1. 所在地 品川区小山台二丁目及び目黒区下目黒五丁目各地内
2. 都市計画 当初告示 昭和32年12月21日  
最終告示 平成31年3月6日  
都市計画名称 東京都市計画公園 第5・5・25号 目黒公園  
都市計画決定面積 約14.2ha
3. 開園 開園年月日 平成元年6月1日  
開園面積 12.1ha（令和元年10月1日現在）
4. 今回計画対象面積 拡張区域 2.18ha
5. 整備計画の概要

## （1）公園区域の概要

林試の森公園は東急目黒線武蔵小山駅から北に約500m、品川区と目黒区にまたがる市街地に位置する。周辺地域では、地区防災道路の拡幅や沿道建築物の不燃化等、防災都市づくりが継続的に取り組まれてきた。

中央部の谷地には池・流れ等が整備されており、多様な生物の生息・生育環境となっている。また、林業試験場時代に植栽された樹木を活用するなど、既存の地形や緑を生かした総合公園となっている。

計画面積14.2haのうち12.1haが開園しており、防災、環境保全、レクリエーション等の機能を発揮する重要な「みどりの拠点」として位置づけられ、地域の多様な主体の活動の場となっているほか、歴史を刻む寺社等を巡る散策ネットワークにも取り込まれている。

## （2）計画区域拡張までの経緯

林試の森公園は、昭和36年に林業試験場移転が決定後、昭和55年5月に国有財産中央審議会において避難場所を兼ねた公園として利用する旨が答申され、品川区及び目黒区による一部暫定開放を経て、平成元年6月に開園したものである。

当初の整備計画における整備の基本的な考え方は、下記のとおりである。

ア 整備計画地は、林業試験場跡地として歴史的経緯をもつ残存樹木が本地の景観及び自然環境をつくりだしている。また、本地周辺の過密な土地利用状況をふまえ、貴重な緑のオアシスとしての拠点を提供し、自然環境の保全に努める。

イ スポーツ・レクリエーション需要及び災害時の避難場所として応えるため、各種の広場などを配置し、通常時の利用動向に対応しつつ、災害時に円滑にしかも安全に避難が行えるよう配慮した計画とする。このため地勢条件をふまえ公園内動線、出入口及び広場の確保を図る。

ウ 自然観察などの利用とともに、軽スポーツ、健康運動、休憩、散策などの利用が本地では定着しているため、これらの利用形態をふまえた計画とする。

その後、開園区域南側に位置する財務省小山台住宅等が廃止され、平成30年10月に品川区・東京都による財務省小山台住宅等跡地利用方針が策定された。

利用方針で示された土地利用の考え方は下記のとおりである。

- ①地域の防災機能の充実による安全に暮らせる都市空間の形成
  - ②社会福祉機能の充実と、にぎわいと交流とが生まれる生活空間の形成
  - ③緑豊かな都市空間の形成
- 利用方針の策定後、平成31年3月に南東側約2.0ha及び北西側0.18haを拡張する都市計画変更が行われた。

そのため、開園区域との整合性を図りながら、財務省小山台住宅等跡地利用方針を踏まえ、拡張区域の整備計画を策定する。

## （3）拡張区域の計画目標の設定

拡張区域において、当初の整備計画の基本的考え方を継承しつつ、近隣の環境や施設計画を踏まえ、公園の機能を拡充して魅力を向上させ、誰もが安心して利用できる公園を目指し、整備計画の目標を以下のとおり定める。

- ①地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実させる
- ②多様な生物の貴重な生息・生育空間となり、自然と親しむみどりの拠点とする
- ③公園の魅力を高め多面的活用を進め、周辺のまちづくりやコミュニティ形成に寄与する

## （4）拡張区域のゾーニング

整備計画の目標を踏まえ、拡張区域について次のゾーンを設定する。

### （ア）緑のふれあいゾーン

核となる既存の自然環境と連続した緑とふれあう場を創出するゾーン

- ・既存の水辺環境、樹林地に連続した草地環境を整備し生態系の多様性を確保する
- ・自然観察等の楽しめる広場のほか、遊びや運動等に多目的に使える広場等を設け、緑とのふれあいの場を拡充する
- ・地震火災の際の避難場所となる空間、入口を確保する

### （イ）交流ゾーン

多様な主体と連携した活動の場となる、にぎわいを創出するゾーン

- ・民間との連携により、大きな広場やデイキャンプ場、ジャブジャブ池等の既存施設との一体的利用を推進させる拠点施設を整備活用する
- ・開かれた沿道空間により利用動線を確保するとともに、にぎわいのある広場空間を創出する
- ・地震火災の際の避難場所となる空間、入口、緊急車両動線を確保する

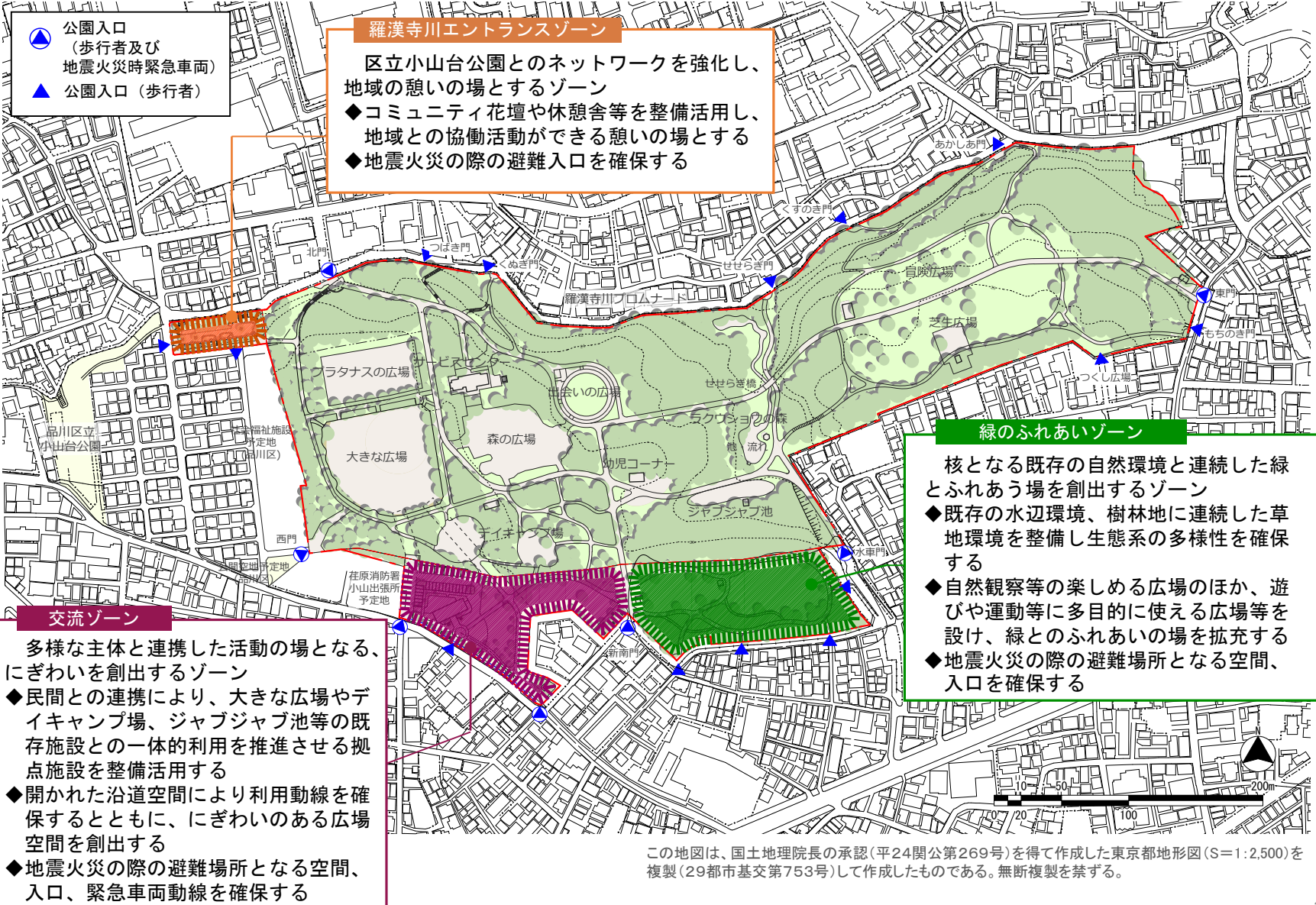
### （ウ）羅漢寺川エントランスゾーン

区立小山台公園とのネットワークを強化し、地域の憩いの場とするゾーン

- ・コミュニティ花壇や休憩舎等を整備活用し、地域との協働活動ができる憩いの場とする
- ・地震火災の際の避難入口を確保する

【東京都公園審議会（昭和63年6月21日）】

# 都立林試の森公園 拡張区域ゾーニング図



# 都立林試の森公園 計画平面図



記号	名称
A	草地広場
B	多目的広場
C	カフェ等の拠点施設
D	駐車場
E	コミュニティ花壇
F	樹林地
G	休憩舎等の休憩施設
▲	公園入口 (歩行者及び地震火災時緊急車両)
▲	公園入口 (歩行者)

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(29都市基交第753号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

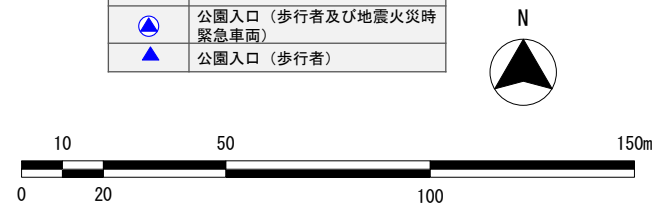
※図中の樹木や園路、施設等の形状・配置はイメージです



# 都立林試の森公園 計画平面図



記号	名称
A	草地広場
B	多目的広場
C	カフェ等の拠点施設
D	駐車場
E	コミュニティ花壇
F	樹林地
G	休憩舎等の休憩施設
ⓘ	公園入口 (歩行者及び地震火災時緊急車両)
▲	公園入口 (歩行者)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(29都市基交第753号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

# 都立林試の森公園 イメージスケッチ

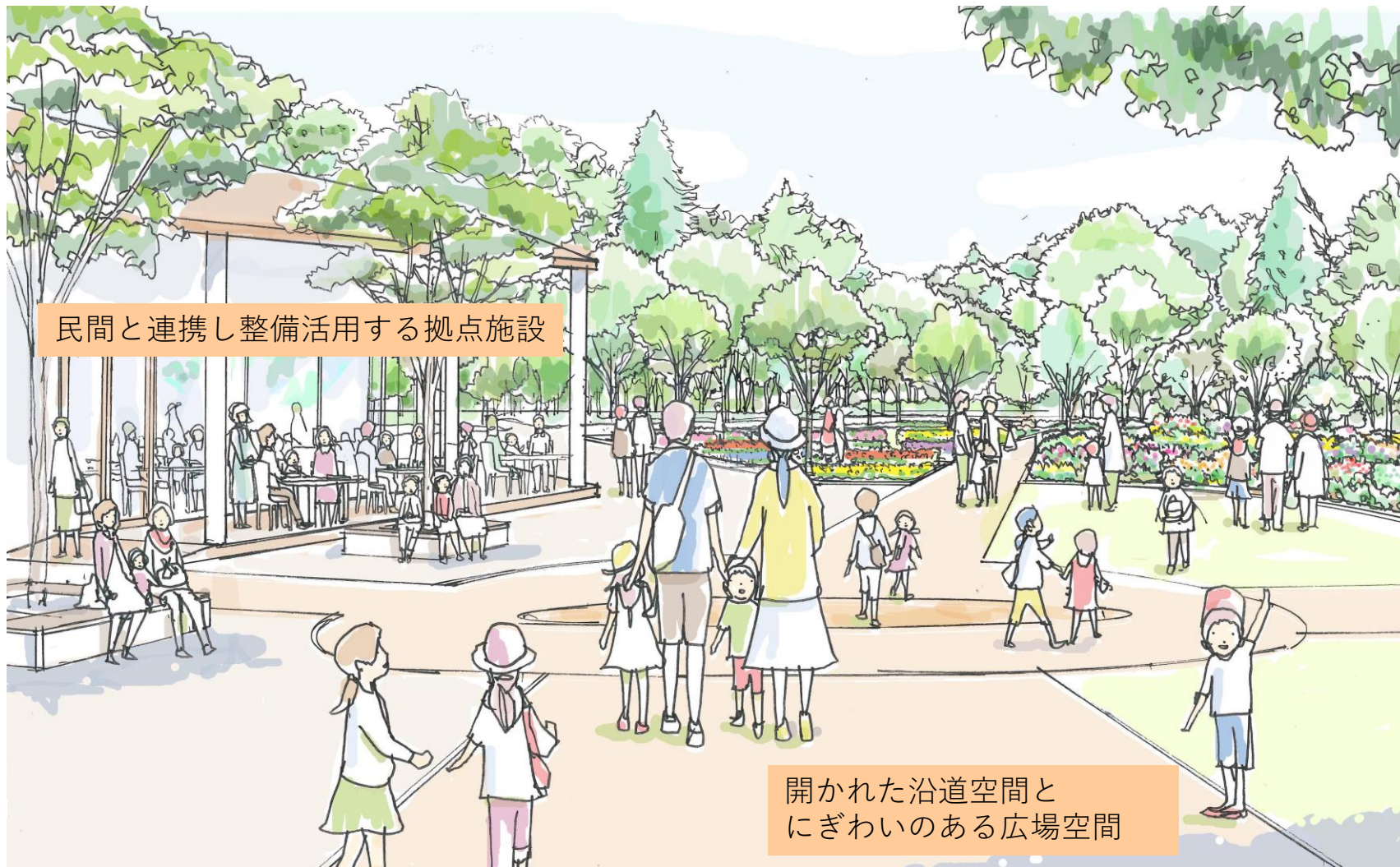
## 緑のふれあいゾーン





# 都立林試の森公園 イメージスケッチ

## 交流ゾーン



民間と連携し整備活用する拠点施設

開かれた沿道空間と  
にぎわいのある広場空間



# 都立林試の森公園 イメージスケッチ

## 羅漢寺川エントランスゾーン

